

令和7年4月1日

4月申請（新規申請）の概要（参考）

1. 就学支援金制度

就学支援金制度は、授業料を無償化する制度であり、4月申請で支給決定を受けた場合、7年4月から6月までの授業料は無償となります。

なお、7年7月以降の授業料の無償化については、7年7月に就学支援金の継続届出の申請を行ってください。

2. 対象者

高等学校に在学した期間が48か月を超えていない在校生全員

ただし、所得の上限（年収で910万円程度の場合）を超える場合は、支給対象外となります。

3. 申請（入力）期間

令和7年4月1日（火）から令和7年4月11日（金）

※令和7年5月1日以降に申請を行った場合は、授業料が発生します。

4. オンライン申請手順

(1)パソコンやスマートフォンを用意します。

(2) e-Shien にログインします(QRコードを読み込ませるかURLから入ります)。

(3)事務室から配布されたログインID通知書に記載のID、パスワードを入力します。

(4)申請の意思を登録します

(5)受給資格認定を登録します ⇒ マイナンバー等を入力します

5. 必要なマイナンバー情報の種類（主なケース）

(1)未成年者の場合・・・親権者のマイナンバー

(2)成人で保護者等が扶養している場合・・・主たる生計維持者のマイナンバー

⇒「扶養誓約書」または生徒本人の「健康保険証（写し）」の提出が必要

(3)成人で保護者等が扶養していない場合・・・本人のマイナンバー

⇒本人のマイナンバーカードをシステムに読み込ませる必要があります

(4)生活保護受給者は、マイナンバー情報は必須ではありません

⇒生活保護受給証明書の提出が必要（令和6年1月1日に生活扶助を受給していること）

6. マイナンバー情報がわかる書面

・マイナンバーカード

・マイナンバー通知書

・マイナンバーが記載された住民票

※わからないことがあれば事務室まで相談ください